

情報通信行政・郵政行政審議会  
電気通信事業部会（第93回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成31年2月15日（金）13時57分～14時6分  
於・総務省 第1特別会議室（中央合同庁舎第2号館 8階）

第2 出席した委員及び専門委員

（1）委員（敬称略）

新美 育文（部会長）、大谷 和子、藤井 威生、三友 仁志、  
吉田 裕美子

（以上5名）

（2）専門委員（敬称略）

関口 博正

（以上1名）

第3 出席した関係職員等

谷脇総合通信基盤局長、秋本電気通信事業部長、竹村総務課長、  
山崎事業政策課長、大村料金サービス課長、大塚料金サービス課企画官、  
大磯料金サービス課課長補佐  
（事務局）佐藤情報流通行政局総務課課長補佐

第4 議題

（1）答申事項

ア 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気  
通信設備に関する接続約款の変更の認可（コロケーション設備の撤去後の  
費用負担に係るルール（6か月前ルール）の変更等に係る改定）について  
【諮問第3111号】

（2）「諮問を要しない軽微な事項について」（平成20年9月30日 情報通信行  
政・郵政行政審議会電気通信事業部会決定第5号）の改定について

## 開 会

○新美部会長 皆様こんにちは。ただいまから、第93回情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会を開催いたします。

本日の部会には、委員5名が出席されておりますので、定足数は満たされております。

本日の議題は、お手元の議事次第にございますように、答申事項1件、当部会の決定事項の改定1件でございます。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めさせていただきたいと思っております。

## 議 題

### (1) 答申事項

ア 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（コロケーション設備の撤去後の費用負担に係るルール（6か月前ルール）の変更等に係る改定）について

【諮問第3111号】

○新美部会長 それでは、諮問第3111号、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（コロケーション設備の撤去後の費用負担に係るルールの変更等に係る改定）について、ご審議をお願いいたします。

本件は、昨年12月7日開催の当部会において総務大臣から諮問を受け、当部会において審議を行い、12月8日から本年1月11日までの間、意見招請を行い、その結果を公表するとともに、1月17日から1月30日までの間、第2回目の意見招請を実施しました。

それらの結果を踏まえまして、接続委員会において調査・検討を行っていただきました。本日は、接続委員会の主査代理であります関口専門委員より、委員会での検討結果についてご報告いただきたいと思います。

それでは、関口専門委員、よろしくお願いいたします。

○関口専門委員 ご紹介を賜りました関口でございます。本日は、相田主査が大学の授業のために出席なされないということなので、ピンチヒッターとして私が代理で参りました。

この諮問第3111号の件につきましては、接続委員会において調査・検討い

たしましたので、その結果をご報告いたしたいと思います。

本件は、コロケーションリソースの公平・透明で効率的な活用を図るために、接続事業者がコロケーション設備を撤去する際に、撤去日数にかかわらず、一律6カ月分、費用負担するとなっていたわけですが、このルールを変更いたしまして、接続事業者が実際にコロケーションスペース等を留保する期間に応じて費用負担するというルールに改めようとするものであります。

本件につきましては、ただいま部会長からご紹介がございましたように、2回の意見募集が行われました。これによって、2件の意見、1件の再意見が寄せられておりますが、その内容も踏まえまして、2月13日に開催いたしました接続委員会において調査・検討を行いました。その結果、当委員会といたしましては、諮問の内容に沿って認可することが適当と認められるという結論を得ましたので、その旨のご報告をさせていただきます。

当委員会の報告書及び提出された意見、それに対する考え方につきましては、資料93-1のとおりでございます。より具体的な内容につきまして、総務省よりご説明いただけるということですので、よろしく願いいたします。

○新美部会長　　どうもありがとうございました。それでは、よろしく願いいたします。

○大村料金サービス課長　　それでは、93-1によりまして、提出いただきました意見及びそれに対する考え方についてご説明させていただきます。

資料の3ページをご覧ください。提出されたご意見は、今ご説明いただきましたように、2件の意見、1件の再意見でございますが、3ページでございますように、個人の方からの意見、それに対する再意見、また、それとは別にKDDI株式会社からの意見が提出されてございます。

4ページ及び5ページがその内容でございます。4ページですが、これはKDDI株式会社からの賛同のご意見でございます。考え方としましては、「賛同のご意見として承ります。ご指摘のとおり、今般の改定により、コロケーションリソースの公平・透明で効率的な活用が一層図られるものと考えます」としているところでございます。

また、5ページですが、個人の方から頂いたご意見及び参考意見につきましては、本件と直接関係するものではない、参考としてのご意見でございます。したがって、その参考意見への考え方につきましては、「今後の情報通信政策の参考として承ります。総務省においては、今後も継続して接続制度の適正な運用と必要な見直しに取り組んでいくことが適当と考えます」としているところでございます。

以上でございます。

○新美部会長　ご説明、どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、よろしくお願ひします。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。特にご意見等はございませんようですので、諮問第3111号につきましては、お手元の答申案のとおり答申したいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○新美部会長　ありがとうございます。

（2）「諮問を要しない軽微な事項について」（平成20年9月30日 情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会決定第5号）の改定について

○新美部会長　それでは、続きまして、当部会決定でございます「諮問を要しない軽微な事項について」の改定について、事務局から説明をよろしくお願ひします。

○佐藤情報流通行政局総務課課長補佐　事務局でございます。電気通信事業部会決定、「諮問を要しない軽微な事項について」の改定について、ご説明いたします。

お手元の資料93-2、表紙のページをおめくりいただき、2ページ目をご覧ください。電気通信事業法第169条の規定によりまして、審議会への諮問対象となっている事項のうち、これらの項目、①にありますような他の省令などの条文を引用している規定に関し、引用元条文の改正に伴って、引用先においても改正を行う場合、また、②のように、用語の整理や条、項または号の繰下げ、繰上げ等、形式的な変更につきましては、審議会への諮問を要しない軽微な事項とさせていただきますと考えております。

これらは、いずれも基本的に行政手続法における意見公募、いわゆるパブリックコメントの手続をとる必要がない場合にも当たるものでございますので、当該改定案に該当する事案につきまして、実質的な変更を伴うものではございません。これにつきまして、本審議会においても諮問を要しない軽微な事項として明確化し、今後の手続の迅速化を図ってまいりたいと考えているところでございます。

具体的な規定に関しましては、資料93-2-2をご覧ください。ご説明は以上でございます。

○新美部会長　ありがとうございました。それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、よろしくお願ひいたします。よろしいでしょうか。

格段のご意見はございませんようですので、本件については、案のとおり、当審議会の諮問を要しない軽微な事項としたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○新美部会長　その旨、決定することにしたいと存じます。

○新美部会長　本日、予定されていた審議は終了いたしました。皆様から、情報共有したほうが良いというような事柄がございましたら、どうぞ、ご発言をお願いしたいと存じます。特にございませんでしょうか。

では、事務局の方から何かございましたら、お願いします。

○佐藤情報流通行政局総務課課長補佐　次回の事業部会につきましては、来月3月28日、木曜日の午後の開催を予定しております。詳細につきましては、別途ご連絡を差し上げますので、皆様、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○新美部会長　ありがとうございます。

それでは、次回、3月28日午後ということでございます。年度末のお忙しいところだと存じますけれども、よろしく、ご出席いただきたいと思います。

それでは、以上で本日の会議を終了いたします。どうもありがとうございました。

閉　　会